

令和2年9月10日

**総務教育常任委員会会議録**

塩竈市議会事務局

塩竈市議会総務教育常任委員会会議録

令和2年9月10日（木曜日）午前10時00分開会

---

出席委員（6名）

志子田 吉 晃 委員 長

菅 原 善 幸 副委員 長

今 野 恭 一 委 員

曾 我 ミ ヨ 委 員

鎌 田 礼 二 委 員

土 見 大 介 委 員

---

出席議長団（1名）

伊 藤 博 章 議 長

---

欠席委員（なし）

---

説明のために出席した職員

市 長	佐 藤 光 樹	副 市 長	佐 藤 洋 生
市民総務部長	小 山 浩 幸	市民総務部 政策調整監	荒 井 敏 明
市民総務部 公民共創推進専門監 兼新型コロナウイルス 感染症対策専門監	草 野 弘 一	市民総務部 危機管理監	井 上 靖 浩
市民総務部次長 兼 財 政 課 長	相 澤 和 広	市民総務部 総 務 課 長	鈴 木 康 弘
市民総務部 政 策 課 長	末 永 量 太	建 設 部 復 興 推 進 課 長	鈴 木 英 仁
市民総務部 総務課長補佐 兼 総 務 係 長	伊 藤 勲	教 育 委 員 会 教 育 長	吉 木 修
教 育 委 員 会 教 育 部 長	阿 部 光 浩	教 育 委 員 会 教 育 部 次 長 兼 市 民 交 流 セ ン タ ー 館 長	本 田 幹 枝
教育委員会教育部 教 育 総 務 課 長	佐 藤 聡 志	教育委員会教育部 学 校 教 育 課 長	白 鳥 武

教育委員会教育部  
生涯学習課長  
兼生涯学習センター館長 布施 由貴子

---

事務局出席職員氏名

事務局 長	武田 光 由	議事調査係長	石垣 聡
議事調査係主査	平山 竜 太	議事調査係主査	工藤 貴 裕

---

会議に付した事件

- 議案第58号 塩竈市市政に係る重要な計画の議決等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第59号 令和2年度塩竈市一般会計補正予算
- 議案第63号 工事請負契約の一部変更について
- 議案第64号 工事請負契約の締結について
- 議案第65号 財産の取得について
- 議案第66号 浦戸地区辺地総合整備計画の策定について

午前10時00分 開会

○志子田委員長 ただいまから総務教育常任委員会を開会いたします。

本日の委員会におきましては、新型コロナウイルスへの感染防止の観点から、発言の際にもマスクを外していただく必要はございません。また、窓を開けておりますので、お暑い方は上着を脱いでいただいても構いませんので、ご案内申し上げます。さらに、議場の扉を開放するなどの感染症対策を行いますので、委員の皆様におかれましても、感染症対策の徹底にご協力いただけますよう、重ねてお願い申し上げます。

本日の審査の議題は、議案第58号「塩竈市市政に係る重要な計画の議決等に関する条例の一部を改正する条例」、議案第59号「令和2年度塩竈市一般会計補正予算」、議案第63号「工事請負契約の一部変更について」、議案第64号「工事請負契約の締結について」、議案第65号「財産の取得について」、議案第66号「浦戸地区辺地総合整備計画の策定について」の6件であります。

これより議事に入ります。

議案第58号及び第59号、第63号ないし第66号を議題といたします。

それでは、当局の説明を求めます。佐藤市長。

○佐藤市長 総務教育常任委員会のご審査を賜るに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日の委員会で審査をお願いいたします案件は、「塩竈市市政に係る重要な計画の議決等に関する条例の一部を改正する条例」外、計6か件でございます。

各号議案につきましては、この後、それぞれ担当課長からご説明させますので、よろしくお聞き取りの上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

私からは以上でございます。

○志子田委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部政策課長 それでは、議案第58号「塩竈市市政に係る重要な計画の議決等に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、説明申し上げます。

恐れ入りますが、資料No.5の令和2年第3回塩竈市議会定例会議案4ページをお開きいただきたいと思っております。

4ページのページ中段でございますが、記載の提案理由でございます。

市が策定します基本構想について、議会の議決すべき計画に加えるため、所要の改正を行おうとするものでございます。

次に、具体的な内容について説明いたしますので、大変恐縮でございますが、今度は資料No.18の第3回市議会定例会議案資料の2ページをお開きいただきたいと思います。

1の概要ですが、第6次長期総合計画の策定に当たりまして、基本構想を議会の議決すべき計画に加えるため、当該条例について、所要の改正をお諮りするものでございます。

2の主な経過であります。現計画であります第5次長期総合計画の策定時には、基本構想が地方自治法、基本計画が条例の各規定に基づきまして、議会の議決を経て計画を定めました。しかしながら、国の地方分権改革の下、平成23年5月に地方自治法が一部改正され、基本構想に関する規定が削除されることで、法的な策定義務がなくなったことから、策定及び議会の議決については、市の独自の判断に委ねられることとなり、現在に至っておるところであります。

3の基本構想・基本計画に関する法律及び条例の規定等についてであります。昭和44年3月からの基本計画・基本構想について、時系列の表を掲載しております。昭和44年3月に基本構想が地方自治法の一部改正によって、議会の議決を経て総合計画に定めることが義務づけられ、平成22年6月には、基本計画が当該条例によって議会の議決すべき計画として定められました。基本構想・基本計画は、それぞれ地方自治法・条例によって議会議決が義務づけられ、平成22年12月には、現計画であります第5次長期総合計画が議決を受けました。

しかしながら、その5か月後の平成23年5月、地方自治法の一部改正によって基本構想に関する規定が削除となり、議決の義務がなくなりまして、現在に至っている状況であります。

なお、基本計画につきましては、この地方自治法の一部改正を受けまして、同年10月に条例の一部改正をし、基本計画の定義を修正しております。

4の改正の内容でございますが、(1)としまして、条例第2条の定義に基本構想を明記するとともに、基本計画に関する定義の文言整理を行います。

(2)としましては、条例第3条(議会の議決すべき計画)中に、基本構想を追加します。このことによりまして、基本構想・基本計画ともに、当該条例の定めにより議会の議決を義務づける内容に整理されることとなります。

最後に、5の施行日ですが、公布の日から施行し、施行の日以後に策定する基本構想について、適用しようとするものでありまして、次期計画、第6次長期総合計画の策定に当たって定義させようとする考えのものでございます。

前のページ、1ページには、新旧対照表を記載しておりますので、後ほどご参照いただければ

ばと思います。

議案第58号につきましては、以上であります。よろしくお願いいたします。

○志子田委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部次長兼財政課長 続きまして、財政課より、議案第59号「令和2年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、財政課所管の内容につきまして、ご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、資料No.17、令和2年度塩竈市一般会計・特別会計補正予算説明書の7ページないし8ページをお開き願います。

今回補正をお願いいたします歳出予算でございますが、まず初めに第2款総務費第1項総務管理費第6目財産管理費2億9,400万円を計上してございます。内容でございますが、風雨の浸食等の影響により崩落の危険性が高い本庁舎敷地内の北側のり面の安全対策工事、及び工事の際に支障となります建物の解体並びに移設を行うものでございます。

内訳でございますが、のり面整備工事及び施設解体工事費として2億9,400万円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第2款総務費第1項総務管理費第7目企画費、地域情報システム整備事業6億円を計上させていただいております。内容であります。本土と情報通信格差が生じております浦戸地区におきまして、光ファイバー整備を行おうとするものでございます。

内訳でございますが、調査設計費として委託費9,000万円、浦戸諸島への光ファイバー整備として工事費5億1,000万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、同じく第2款総務費第1項総務管理費第7目企画費、行政改革推進費1,778万円を計上してございます。内容でございますが、職員が会議室に移動せずに各庁舎に在席したままネットワークを活用して会議や打合せ等への参加を可能とする、ネットワーク環境を整備させていただくものでございます。

内訳でございますが、電算業務として委託料1,778万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、歳入予算についてご説明申し上げます。同じ資料の3ページないし4ページにお戻り願います。

初めに、浦戸地区に光ファイバーを整備いたします地域情報システム整備事業の財源といたしまして、第15款国庫支出金第2項国庫補助金第1目総務管理費国庫補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金3億1,306万4,000円から1億6,000万円を、同じ費目、

無線システム普及支援事業費等補助金から4億円を計上させていただいております。

次に、ウェブ会議の環境整備を行います行政改革推進費の財源といたしまして、第15款国庫支出金第2項国庫補助金第1目総務管理費国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金3億1,306万4,000円から1,778万円を計上してございます。

次に、第19款繰入金第1項基金繰入金第1目財政調整基金繰入金では、9月補正予算に係ります所要一般財源1,650万7,000円を計上してございます。

続きまして、恐れ入りますが、資料No.16、令和2年度塩竈市一般会計・特別会計補正予算書の4ページをお開きいただきたいと思っております。

第3表地方債補正をご覧願います。本庁舎敷地内法面对策事業としまして限度額2億9,400万円、浦戸地区に光ファイバーを整備いたします地域情報システム整備事業として限度額4,000万円をそれぞれ追加してございます。

続きまして、資料No.18をご用意願います。12ページないし13ページをお開き願います。

歳出予算でご説明申し上げました事業について、概要をご説明させていただきます。

初めに、市役所本庁舎敷地内のり面の安全対策についてであります。

1の概要につきましては、先ほど予算でご説明申し上げたとおりでございます。

2の事業内容であります。ページ下段に位置図をお示しさせていただいておりますので、併せてご覧いただきながら、お聞き取りいただければと思っております。

位置図では赤で表示しております①のり面对策工事2億8,000万円ですが、施工延長は84メートル、施工面積は1,788平米となります。オーバーハングしております箇所は掘削を行いまして、鉄筋挿入工による補強とコンクリート張工等が主な施工内容でございます。のり面の上下にそれぞれ側溝を設置し、上部には管理用の転落防止柵を設置いたします。

次に、位置図ではピンクで表示しております②の支障物解体・移設工事1,400万円です。解体建築物及び移設建築物につきましては、それぞれ下に記載のとおりでございますので、ご参照いただければと思っております。

4の事業費及び13ページをご覧いただきたいと思っております。4の事業費及び財源内訳ですが、表の欄外の下に記載しておりますとおり、事業費全額について交付税措置率70%の緊急自然災害防止対策事業債を活用させていただきます。

5の今後の予定ですが、本定例会でお認めいただきました後、11月に支障物解体及び移設工事に着手をさせていただき、12月の定例会におきまして、のり面对策工事に係ります

契約締結議案を提出させていただき、ご承認をいただきましたら1月に工事着手をしてまいります。

なお、参考としまして、同じページに標準断面図及び整備イメージを写真で掲載しておりますので、ご参照いただければと思います。

次に、14ページをお開き願います。

続きまして、浦戸諸島への光ファイバー整備についてでございます。

1の概要でございますが、浦戸諸島の情報基盤につきましては、平成22年度にFWA方式という無線を用いましたインターネット通信環境を整備しているところでございます。しかしながら、浦戸諸島におきましては、光通信環境が整っておりませんことから、本土との情報通信格差が生じている状況に現在でございます。このことから、国の無線システム普及支援事業費等補助金、さらに新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などを活用しながら、浦戸地区に光ファイバーを整備させていただこうとするものでございます。

2の整備内容であります。東松島市から寒風沢島を経由し野々島、野々島から朴島及び桂島に光ファイバーを整備するもので、①、②に記載のとおり、光海底ケーブル及び浦戸諸島内におけます光ファイバー網などを整備するものでございます。海底ケーブルの整備延長は約4キロ、陸上部分の整備延長につきましては、約5.8キロと考えてございます。整備のイメージをページ中段にお示ししておりますので、ご参照いただければと思います。

3の事業費及び財源内訳でございます。国庫支出金といたしまして、無線システム普及支援事業費等補助金4億円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億6,000万円、合計で5億6,000万円を活用いたしますほか、残る地方負担分につきましては、その全額を交付税措置率80%であります、辺地対策事業債を充当してまいります。

4の今後の予定であります。本定例会でお認めいただいた後、来年の2月定例会におきまして契約締結議案を提出させていただき、ご承認いただきましたら、3月に事業に着手、令和4年3月の事業完了を目指してまいります。

15ページをご覧ください。

続きまして、Web会議環境整備事業についてでございます。

1の概要であります。予算でご説明申し上げた内容でございます。

2の事業の内容であります。大きく2つの取組となります。

1点目は、(1)にありますとおり、庁舎間でのウェブ会議でございます。職員が会議室に

移動せず、各庁舎に在席したままネットワークを活用して会議や打合せを実施するものでございます。そのため必要となります、①に記載しておりますウェブ会議用の専用サーバーのほか、②にありますパソコンに接続して利用するマイク及びカメラを整備するものでございます。米印に記載しておりますとおり、定例連絡会議や調整担当会議など、主に各部をまたぐ会議での活用を行ってまいります。

2点目は、(2)にありますとおり、庁舎外とのウェブ会議であります。同様に、職員が会議開催場所に移動せずにネットワークを活用して他自治体や民間事業者の方々との会議・各種研修会への参加を可能とする環境整備を行うものであります。そのために必要となります①に記載の、セキュリティー上、庁舎部のネットワークとは別の回線とするためのポケットWi-Fi整備や、②にあります専用のパソコン及び大型モニターのほか、③にありますウェブ会議用のアプリケーション、いわゆる専用のソフトウェアを整えさせていただくものでございます。これらの2つの取組によりまして、3密対策を講じた行政運営を行うことで、感染症の影響下におけます市民サービス等の継続を図ろうとするものであります。

3の事業費及び財源内訳であります、予算でご説明申し上げた内容でございます。

4、今後の予定でございますが、本定例会でお認めをいただいた後、11月にまずは庁外とのウェブ会議の運用を開始させていただき、来年1月に庁舎間でのウェブ会議の運用を開始してまいります。

16ページに、ウェブ会議の運用イメージを図でお示しをさせていただいておりますので、ご参照いただければと思います。

議案第59号のうち、財政課所管の内容のご説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○志子田委員長 末永政策課長。

○末永市民総務部政策課長 それでは、政策課所管分におけます補正予算の内容を説明申し上げます。説明項目は2件でございます。説明の順番としまして、まずは今お開きいただいております資料No.18におきまして、2件の事業内容の説明をし、その後に予算説明書の該当箇所の説明をさせていただきます。

それでは、恐れ入ります、資料No.18の17ページをご覧くださいと思います。

まず、浦戸諸島環境整備事業についてであります。

1の概要であります、浦戸諸島では島民の皆様やボランティアが協力し合いながら、島の

環境美化活動を行っておりますが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりまして、ボランティアの確保が難しい状況が続くことが懸念されております。このような状況下でも、地域の環境を維持するため、地域団体やNPO等が行う環境美化活動に対して補助金を交付することで、コロナ禍の終息後の交流人口増加へ向けた環境整備に取り組もうとするものでございます。

2の補助金交付対象となる環境整備活動であります。主に記載のとおり、島内の清掃、草刈り、収集したごみの運搬、海洋ごみの回収及び処理を対象として検討しております。

3の交付対象者は、各地区から整備を請け負う地域団体・NPO等であります。

4の事業費及び財源内訳ですが、事業費が各地区30万円程度の5地区分で150万円を計上し、全額国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当しております。

最後に、5の今後の予定ですが、議決をいただきますれば、10月に交付対象者の選定をし、速やかな補助金交付と環境整備の実施を進めてまいりたいと考えております。

浦戸諸島環境整備事業につきましては、以上でございます。

次に、次のページ、18ページをお開きください。

Let's タク配事業についてでございます。

1の概要であります。新型コロナウイルス感染症拡大の影響で疲弊するタクシー事業者と市内飲食業者への支援策としまして、5月30日から実施しております当該事業につきましては、道路運送法の特例を活用した事業でありまして、9月30日に終了予定でありました。しかしながら、この特例につきましては、国が恒久化する方向で検討していることから、事業の実施期間を延長しますとともに、新たなサービスを進めようとするものであります。

2の事業内容ですが、タクシー事業者に飲食店のテイクアウト商品の宅配を担っていただくものでありまして、宅配を請け負ったタクシー事業者に対して補助金を交付しております。

(1)の実施期間につきましては、現在の9月30日終了から延長し、令和3年3月31日までの期間としたいと考えております。

また、(2)新たな取組ですが、同じく経営が大変厳しい状況にあります仕出し事業者の方々への支援の意味も含めまして、仕出し事業者などが提供している高品質・高価格帯の商品を、従来のLet's タク配メニューとは別の枠で取り扱う、「Let's タク配極(きわみ)」事業を実施したいと考えております。

3の事業費及び財源内訳ですが、期間延長による補助金の増額やチラシの折込み料などの

増額としまして、事業費352万7,000円を計上し、全額新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源として充当しております。

最後に、4のこれまでの取組と今後の予定であります。5月にLet's タク配事業を開始しまして、8月にはLet's タク配極（きわみ）事業の実施に向けて、関係事業者の皆様にご声かけをさせていただき、事業への対応が可能かお聞きしてまいりました。そして、今回、予算をお認めいただきました後に、チラシの作成などを含めまして速やかな事業の実施を進めたいと考えております。

Let's タク配事業につきましては、以上であります。

続きまして、ただいま申し上げました2つの事業の予算について説明いたしますので、恐れ入りますが、資料No.17の7ページ、8ページをお開きいただきたいと思います。

歳出の第2款総務費第1項総務管理費第7目企画費ですが、8ページ側の一番右側、事業内訳欄をご覧ください。浦戸諸島環境整備事業150万円につきましては、左隣の説明欄、第18節負担金、補助及び交付金で、浦戸諸島環境整備補助金を同額で計上しております。また、Let's タク配事業352万7,000円につきましては、まず第10節需用費のチラシの印刷製本費として107万7,000円、第11節役務費の広告料、これはチラシの折り込み料になりますが26万6,000円、そして第18節負担金補助及び交付金のLet's タク配事業補助金218万4,000円を計上しております。

これらの財源としまして、たびたび恐れ入りますが、3ページ、4ページをお開きいただきまして、歳入の第15款国庫支出金第2項国庫補助金第1目総務管理費国庫補助金、4ページ側の一番右側、説明欄がございます。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金3億1,306万4,000円のうち、502万7,000円が充当されております。

政策課からの説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○志子田委員長 白鳥学校教育課長。

○白鳥教育委員会教育部学校教育課長 では、続きまして、議案第59号「令和2年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、就学援助費等受給認定者支援事業に係る予算につきまして、学校教育課からご説明いたします。

恐れ入りますが、資料No.18の29ページをお開き願います。

初めに、1の概要でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている就学援助費等の受給世帯の学びを支援するため、就学援助費等受給認定者特別給付金を支給するに当

たり、補正予算を計上するものでございます。

次に、2の事業の内容ですが、(1)の対象世帯につきましては、令和2年9月1日現在で、次の①から③のいずれかに該当し、かつ市内に住所を有し、かつ市内の小・中学校に在籍する児童生徒がいる世帯としております。①といたしまして、令和2年度準要保護援助費受給認定世帯、②令和2年度被災就学援助費受給認定世帯、③令和2年度特別支援教育就学奨励費受給認定世帯でございます。

(2)の支給額につきましては、対象児童生徒1人につき、特別給付金1万円といたしております。

(3)の申請方法につきましては、受給を希望する場合は、特に書類等の提出は必要なしとしております。

(4)の対象者数は、現在、783名です。今後の新たな申請も見込んで、820人としております。

次に、3、事業費及び財源内訳につきましては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金により820万円を計上しております。

最後に、4の今後の予定ですが、本定例会でお認めいただきました後、9月に対象世帯へ周知を行います。10月に特別支援教育就学奨励費受給認定者に対し、第1期分の支給と併せて特別給付金を支給したいと考えております。12月には、準要保護援助費及び被災就学援助費受給認定者に対し、各援助費の第2期分の支給と併せて特別給付金を支給したいと考えております。

では、予算の詳細につきまして、恐れ入りますが、資料No.17の15、16ページをお開き願います。

説明の都合上、歳出からご説明いたします。

第10款教育費第1項教育総務費第2目事務局費第19節扶助費に被災児童生徒就学援助事業として105万円、同じく第2項小学校費第2目教育振興費第19節扶助費に小学校教育振興援助事業として430万円、同じく第3項中学校費第2目教育振興費第19節扶助費に中学校教育振興援助事業として285万円、合計820万円を計上しております。

続きまして、歳入ですが、同じ資料、お戻りいただきまして、3、4ページをお開き願います。

第15款国庫支出金第2項国庫補助金第1目総務管理費国庫補助金第1節総務管理費国庫補助

金に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として7億1306万4,000円のうち、820万円を予定しております。

学校教育課からは以上でございます。

○志子田委員長 布施生涯学習課長。

○布施教育委員会教育部生涯学習課長兼生涯学習センター館長 続きまして、議案第59号における生涯学習課が補正計上しております「塩竈フォトフェスティバル2020」についてご説明いたします。

資料No.17及び資料No.18をご用意いただき、最初に資料No.18の30ページで事業の内容をご説明いたします。

1の概要でございます。今年3月に開催予定だった「塩竈フォトフェスティバル2020」が、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて延期しておりましたが、年度内の開催が決定いたしましたことから、その事業費の一部を補助するものでございます。

2の事業内容ですが、主催は塩竈フォトフェスティバル実行委員会、今回は本市の文化大使で実行委員長も務めるプロ写真家、平間至氏らによるオンラインを活用したトークイベント等が、今年の10月、12月、来年の2月に開催されます。

3の事業費及び財源内訳の前に、こちらの資料の4、今後の予定をご説明いたします。本定例会で議決いただいた後、早速、各関係事業者等と調整を図り、10月から3回にわたってイベントが開催されることとなっております。

戻りまして、3の事業費及び財源内訳をご説明いたします。事業費180万円に対して、財源として国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を同額の180万円計上いたしております。

詳細を資料No.17の補正予算説明書でご説明いたします。

説明の都合上、歳出からご説明いたしますので、資料No.17の15、16ページをお開きください。

第10款教育費第4項社会教育費第7目ふれあいエスプ費の右側の事業内訳、ふれあいエスプ運営費として、塩竈フォトフェスティバル事業補助金180万円を第18節の負担金補助及び交付金に計上しております。

財源となる歳入につきましては、同じ資料の3、4ページをお開きください。

第15款国庫支出金第2項国庫補助金第1目総務管理費国庫補助金の右側の説明欄記載の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金3億1,306万4,000円のうち、歳出と同額の180

万円を本事業分として計上してございます。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○志子田委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部次長兼財政課長 続きます、財政課から、議案第63号から議案第65号についてご説明申し上げます。

資料No.5及び資料No.18をご用意願います。

初めに、資料No.5の5ページをお開き願います。

初めに、議案第63号「工事請負契約の一部変更について」でございます。平成31年度桂島復興工事でありまして、提案理由にありますように、本工事につきましては、桂島復興工事として令和元年度から施工してございますが、工事内容に変更が生じますので、現契約の一部を変更しようとするものであり、4の契約金額について2億4,035万円を650万3,200円減額し、2億3,384万6,800円とするものであります。

資料No.18の32ページをお開き願います。

変更の概要につきましてご説明申し上げます。右側平面図の赤で囲んでいるところが災害危険区域ということになりますが、その危険区域内の黄色の箇所であります、災害危険区域東側につきまして、将来的な土地利用計画の検討に伴い、一体的な避難計画の再検討が必要となりますことから、災害危険区域の西側に整備予定であります、黒色で表示しておりますが、桂島3号避難路について、手戻り工事とならないよう減工とする変更を行うものであります。

なお、当該避難路の減工に伴う影響ではありますが、桂島1号集落道を代替の避難路とすることで、大きな影響はないものと捉えております。

次のページには、工事契約台帳を掲載しておりますので、ご参照いただければと思います。

資料No.5にお戻りいただき、6ページをお開き願います。

次に、議案第64号「工事請負契約の締結について」でございます。

1の工事名は、塩竈市立第一小学校長寿命化改良工事（I期・建築）でございます。この工事は、国の学校施設環境改善交付金を活用し、第一小学校におけます南校舎長寿命化改良工事を行うものであります。

3の契約の方法などでありまして、一般競争入札で行いまして、去る7月27日に入札の公告を行いましたところ、2社からの参加申込みがあり、8月17日に入札を執行した結果、株式会社鈴木工務店が1億7,490万円で落札をし、8月24日に仮契約を締結したものであります。

入札回数につきましては1回で、落札率は93.47%であります。

工事概要もご説明申し上げますので、恐れ入りますが、資料No.18の34ページをお開き願います。

ページ中段の配置図をご覧ください。青色でお示ししたのが南校舎で今回の工事箇所でございます。南校舎につきましては、昭和41年から42年度に建築をした築54年の建物で、RC造りの3階建て、延べ床面積2,011平米でございます。

2の工事概要にありますとおり、クラック等の補修や耐候性の塗装を行います外壁工事のほか、壁・床の内装工事、それから複層ガラス等の建具改修や給排水設備、消防用設備等の改修を行うものでございます。

35ページには、校舎の現況写真をお示しさせていただいておりますほか、36ページには、工事契約台帳を掲載しておりますので、併せてご参照いただければと思います。

資料No.5にお戻りいただき、7ページをご覧くださいと思います。

続きまして、議案第65号「財産の取得について」であります。

提案理由にありますように、国の示すGIGAスクール構想推進のため、市内の小・中学校の児童生徒用として1人1台の学習用コンピューター端末を取得しようとするものであります。

1の財産の種類であります。情報通信機器としまして、コンピューター端末タブレット型一式、3,531台であります。

2の取得金額等であります。去る7月30日に入札の公告を行いましたところ、2社から参加申込みがあり、8月20日に入札を執行しました結果、富士通エフ・アイ・ピー株式会社東北支社が1億6,138万4,355円で落札をし、8月24日に仮契約を締結したものであります。入札回数は1回で、落札率は96.46%であります。

資料No.18の37ページをお開き願います。

2の整備概要をご覧ください。

(2) 主な仕様であります。①の基本ソフトにつきましては、操作性の継続を確保するため、県内の県立高校と同様のiPadとさせていただき、②の画面の大きさは10.2インチ、③の附属品としてキーボードやカメラなどがございます。こちらは文部科学省が示しております学習用コンピューターの標準仕様を基本として整備してございます。

3の宮城県の共同調達と本市単独調達の場合の機器についてであります。当初は宮城県の

共同調達による機器整備を検討しておりましたが、児童生徒の利用を考慮し、耐衝撃性や耐水性・防じん性を有します一体型キーボードとすることとし、本市単独での調達としたところがございます。このことによりまして、情報機器の納品時期が、当初見込んでおりました来年2月から今年12月に早まったものでございます。下記に本市の仕様によりまして機器のイメージをお示ししておりますほか、次のページに物品契約台帳を掲載しておりますので、ご参照いただければと思います。

議案第63号から議案第65号までのご説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○志子田委員長 末永政策課長。

○末永市民総務部政策課長 それでは、議案第66号浦戸地区辺地総合整備計画の策定につきまして、政策課から説明申し上げます。

恐れ入りますが、資料No.5の令和2年第3回塩竈市議会定例会議案の8ページをお開きいただきたいと思ひます。

まず、提案理由でございますが、本案件の提案につきましては、浦戸地区の公共的施設の整備を図るため、総合整備計画を策定しようとするものでございます。

次のページ、9ページには、総合整備計画書を掲載しております。先ほど財政課から当該計画の策定理由となります、浦戸諸島への光ファイバー整備についての説明がございましたことから、内容説明については省略させていただきます。

続きまして、たびたび恐れ入りますが、資料No.18の第3回市議会定例会議案資料の39ページをお開きいただきたいと思ひます。資料の最後のページになります。

ここでは、「浦戸地区辺地総合整備計画の策定について」としまして、辺地総合整備計画とは何かということと、なぜ計画を策定するのかということの点について説明させていただきます。

まず、1の辺地総合整備計画の概要でございますが、辺地総合整備計画とは、黒ポツの1つ目、交通条件や経済的・文化的諸条件に恵まれないなどの辺地の要件に該当する地域におきまして、公共的施設を整備するための財政上の計画であります。また、今回お諮りしておりますとおり、市町村が議会の議決を経て策定するものでございます。

次に、2の辺地総合整備計画を策定する財政上のメリットであります。これがこの計画を策定する大きな理由でございます。公共的施設の整備に要する財源として、辺地対策事業債

という起債充当率が100%で、元利償還金の80%が後年度の普通交付税に算入されるという有利な地方債の発行が認められることとなります。

3の辺地対策事業債の対象となる公共的施設は、一例として、以下の4項目を挙げておりますが、今回の光ファイバー整備につきましては、二重線の電気通信に関する施設に該当しております。

4のこれまでの辺地総合整備計画策定による施設整備等につきましては、平成26年度以降といたしまして、平成26年度に渡船すずかぜの改良を実施、平成29年度には市営汽船の小型船舶しおねの建造、そして令和元年度には風速・風向計等の設置を行いました。

5の今回の辺地総合整備計画策定による施設整備等につきましては飛ばしまして、最後に6の今後の予定でございますが、当該計画の議決をいただきました後に、10月、県知事を通じて計画書を総務大臣に提出する予定でございます。

議案第66号の説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○志子田委員長 これより質疑を行います。

委員各位の発言をお願いいたします。なお、発言の際は、委員会室での開催と同様に、着座のまま構いませんので、ご案内申し上げます。菅原委員。

○菅原委員 ご説明いただきまして、大変ありがとうございました。それでは、私からちょっと数点確認をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まず初めに、資料No.18からの質疑をさせていただきますけれども、11ページの議案第59号の新型コロナ感染地方交付税の交付金についてですけれども、これは先般、多分この交付金の充当に当たることが、期間というのは前回、9月の末ということで聞いたのですけれども、年度内というか、今年いっぱい交付になるのでしょうか。この辺をちょっと教えていただきたいのですけれども。

○志子田委員長 末永政策課長。

○末永市民総務部政策課長 それでは、私からお答えさせていただきます。

まず、今委員おっしゃったとおり、第2次交付分の締切りについては、9月30日ということになっております。この段階で、まず事業の計画等を国に提出します。後に、今はまだ具体の時期は示されていないのですが、恐らく冬頃になろうというところで、第3次分の、これは国庫補助事業の裏分に当たる臨時交付金の内示になるのですけれども、そちらが示されることとなります。そのときにも改めて計画を提出するということとなります。

先日、本会議でも私、答弁させていただきましたが、まずは9月30日の締切りでもって、第1次分と第2次分の合計額ベースになるのですが、その臨時交付金を充当した状態の計画を我々は提出したいと考えております。全額です。全額充当した状態のものを出したいと思えます。

その上で、これは国のQ&Aにも書いているのですが、第3次分の、先ほど申しました、冬頃に提出する第3次分の締切りに当たっては、例えば、その内訳を変更したりとか、あとは新たな、新規事業という言い方はあれかもしれませんが、新たな事業をさらにその計画書に提出するとか、そういったことも国では認められているという状況でございます。以上でございます。

○志子田委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。ありがとうございます。また、残りの部分が多分あると思うのですけれども、その部分もこれから多分計画されると思うのですけれども、9月末ですと、本当に大変な期間になって使えなくなってしまう可能性もあるのかなと思ひまして、再確認させていただきました。

それでは、次のページの12ページですけれども、本庁舎の敷地内ののり面の安全対策でちょっと質疑させていただきますけれども、このピンクの部分ですけれども、これは11月には解体するということでございます。ここにも書いてありますけれども、新分庁舎の建設がまだ、建設されていませんけれども、この解体するに当たって、中の機材、また倉庫となっている部分の段ボールとか、私もちょっとのぞいたことがあるのですけれども、段ボールなんかたくさんあると思うのですけれども、そういった機材、何ですか、倉庫にあるような部材なんかは、どちらに持っていかれて、こののり面工事をされるのか、ちょっと確認させてください。

○志子田委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部次長兼財政課長 本庁舎の地下に少しスペースがありますので、まずそういったところに必要な分を移しますほか、その他空きスペース等を活用しながら、中に入っている備品等は移させていただきたいと思ひます。あと、解体に合わせた移設の部分もありますので、全て中のものを移すということではなく、12ページの2の②にあります、下にカとキの防災備蓄倉庫2棟、それから自家発電装置につきましては場所を移して、移設ということになりますので、中身はそのままその移設したほうに入れるということもありますので、何

とか空きスペースで間に合うものと考えてございます。

○志子田委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。地下にも倉庫が多分あるので、そちらに移動するということだと思いますけれども、そしてこの工事が終わりましたとなった場合に、この敷地というのはまた改めてプレハブか何かでここに建てられるのか、それとも駐車場が少ないので駐車場を広く取っていくのか、そういった計画なんかもあったら教えていただければと思います。

○志子田委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部次長兼財政課長 のり面整備が終わり、元に戻ったスペースにつきましては、今おっしゃっていただいたように、まず来庁者の駐車場というのがかなり手狭になっておりますので、そういった駐車スペースの確保ということで、まず第一には考えていきたいと考えてございます。

○志子田委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。ありがとうございます。

次が、14ページの浦戸諸島の光ファイバー整備事業について、ちょっと確認させていただきたいと思います。今現在、10年前に、平成22年ですね、10年前に約、なるのですけれども、FWA方式でこの無線アクセスシステムというのを導入して、インターネット通信を行っているのですけれども、今回、やはり光、G I G Aスクール構想とかそういった学校の通信環境をよくするために光を入れると思うのですけれども、これは質疑しませんけれども、10年前でも光というのはあったわけですが、なぜ光にしなかったのかなというのはちょっと1つのあれだったのですけれども、そういった部分で、ここにも絵が、イメージ図があるので、この東松島から浦戸に鉄塔を用いて、海底を、線を用いるのですけれども、我々個人的には、一般の家庭で光を導入するときは鉄塔が、電信柱があって、そこから引っ張る工事が我々は自己負担という。その電信柱までの部分では、電気通信事業者側で費用がかかっているというのですけれども、今回のこの外洋鉄塔、それからこの海底の中で、どのような支払いというか、費用というのが発生するのでしょうかね。

○志子田委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部次長兼財政課長 今おっしゃっていただいたように、今回整備いたしますのは、浦戸には光ファイバーも敷設されておりませんので、東松島のところにあるところから光ファイバーを敷設してくるということになります。そこから、今菅原委員からおっしゃって

ただいたように、家庭の一步手前の電柱まで今回整備をさせていただき、そこからの引込みにつきましては、各ご家庭で引いていただくという、本土側と同じようなスキームでご利用いただくということになりますので、整備内容は、東松島から浦戸にお住まいの家の一步手前の電柱までが、今回整備するという事で、ちょっと電気通信事業者の負担はというお話ですが、これから契約をいたしますので、どこの事業者になるかというのはまだ決まっておりますので、その辺はよろしくご理解をお願いいたします。

○志子田委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。一般的な家庭の考え方ですと、そういうふうに多分なると思うのですけれども、全てが、我々が公共として、事業としてやって、全てお金を出していくのかという、ちょっと疑問があったので質疑させていただきました。

あと、何メートルかというのも、今度海底を沈めて何メートルかというのも、先ほど4メートルの5.8メートルということで、ちょっと確認させていただきましたので、分かりましたので、その辺、これから多分業者さんも決まってくるかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次の質疑で、同じ資料No.18の17ページ、浦戸諸島の環境整備事業でちょっと何点か質疑させていただきます。今回補助対象となる整備活動ができる、ここは3点挙げられていると思うのですけれども、活動の内容ですけれども、島内の清掃、草刈り、それから収集したごみの搬出、海洋ごみの回収及び処理ということで書いてありますけれども、もし草刈りなんかするときに、島に来て、ボランティアさんとかするのですけれども、そういった道具というのですか、器具というのですか、そういったのは自ら持ってくるのか、それとも草刈り、島にある道具でこの作業を行っていくのか、その辺ちょっと確認させていただきたいと思います。

○志子田委員長 末永政策課長。

○末永市民総務部政策課長 お答えいたします。

今回のこの補助金の制度設計としましては、イメージ的には、委託ではないのですけれども、実施していただいて、それに対して助成をするというイメージの補助になります。まず、根本的にどの部分に対して補助の対象にするかどうかというのは、まだ現段階では確定させているわけではないのですが、今ご質疑にあった、例えば、草刈りの道具等々につきましては、例えば、こちらから貸与するとかではなくて、あくまでやはり補助金の中で対応していただ

く。お手持ちの方はお手持ちのものをお使いいただいて、当然それに対するコストはかかるのでしょから、何でしょう、ガソリン代ですか、そういった部分は対象にしてもいいかとは思うのですけれども、道具の調達代とか、そういった部分に関してまでは、この補助金の中で見るものではないのかなと、考えているところでございます。以上でございます。

○志子田委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。あと、ここで収集したごみの搬出なんかも、これは船で持って帰るのか、それとも海洋ごみ、プラスチックとか流木があると思うのですけれども、これの処理というのはどのようにするのか、ちょっと具体的に書いていないので、教えていただきたいのですが。

○志子田委員長 末永政策課長。

○末永市民総務部政策課長 お答えいたします。

まず、ちょっと前段お話しさせていただきたいのが、この補助金の制度設計をする前段として、昨年から今年にかけて、市長とともに浦戸諸島を回りまして、島民の方々の意見交換会をいたしました。その中で、島民の方々から、こういった例えば、流木がたまって大変なんだとか、草刈りが本当になかなか大変なんだ、そういったご意見をいただいたので、ぜひ、だったら、こういった形であれなのですけれども、市としても支援する方向で考えたいというのがあっての、この制度設計だということをまずご理解いただきたいと思います。

その上で、今ご質疑のあった流木等々に関する部分なのですけれども、これはやはり対応するその、業者さんが例えばいらっしゃるのであれば、それに対する処理費用として補助対象にしますし、そういった感じで、具体的にどういった形で運搬するかとか、そういった部分まではこの補助金で縛るようなものではないというところでの回答になるかと思えます。以上でございます。

○志子田委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。島ということで、多分そこで処分できるもの、できないものが多分あると思うのですけれども、私もちょっとボランティアで手伝ったことがありましたので、ちょっと質疑させていただきました。

あと、やはり今回、新型コロナの交付金ということでありましたけれども、先般の6月の定例会で、海洋漂着物等の地域対策推進事業として多分事業があったと思うのですけれども、それとぶつかるような感じも少しあるかなと思うのですけれども、この辺はいかがなのでしょう。

ようか。

○志子田委員長 小山市民総務部長。

○小山市民総務部長 今、菅原委員がおっしゃられた予算については、県の補助金を使って観光交流課で海洋ごみ、海浜の清掃ということで執行しているものでございます。海洋ごみについては、その処分だけで必ずしも十分ではないという実態もあるということも聞いておりますので、場合によっては今回のこの浦戸諸島環境整備事業を使って、さらに追加でやるということもあるのかなと考えております。

○志子田委員長 菅原委員。

○菅原委員 ありがとうございます。大体分かりましたので。質疑させていただきました。

次が、18ページ、Let's タク配事業について、ちょっと質疑させていただきたいと思います。

今現在、今回、9月末で1回目の多分、Let'sタク配事業が終わると思うのですがけれども、この新たな取組として仕出し事業者などを対象にした、別枠として行うということなのですかけれども、そういえば今現在、参加したタクシー事業者数とか、あとは参加された加盟社数、店舗なんかはどのぐらいあったのか、ちょっと確認させていただきたいと思います。

○志子田委員長 末永政策課長。

○末永市民総務部政策課長 お答えいたします。

タクシー事業者数に関しましては、事業スタート時は5社でございました。市内4社プラス七ヶ浜にございますけれども、塩竈地区で営業権を持っていらっしゃる会社の5社。それが現在は3社になっています。もろもろの事情等はあるかとは思いますが、今対応しているタクシー事業者に関しましては3社ということになります。

事業者数についてなのですが、現在、最新の数字としては、チラシとまず24社をプラスした後に、その後に「Let's タク配・極（きわみ）」を前提として、仕出し屋さんにも声がけをして、まずLet's タク配側でも参加していただけるという話でしたので、今27社か28社、正確なところは後でまたご報告しますが、28社程度と捉えております。以上でございます。

○志子田委員長 菅原委員。

○菅原委員 今回、事業者さん、それから市内の飲食店の店舗の方が本当に大変な中で今、事業を行っているわけですがけれども、それに対して行政が応援するということは本当に素晴らしい、これは皆さん、どこの地域からもいいねということで言われております。

しかしながら、タクシー業者さんの運転手さんの仕事、スペースとなりますと、やはり塩竈

というのはこの地形を見ますと、本当に車を置くスペースもあんまりないという、配達が生市内はどこでもいいですよとなっていると思うのですけれども、やはりこの暑い中で、30度を超える中で、運転手さんが配達することで車を止めて、それで自宅まで車が入れないところまで入っていかなくちゃいけないのですけれども、そういったタクシー業者さんの何かそういった悩み事とか、そういうのを聞いておりましたら、ちょっとお伺いしたいのですけれども。

○志子田委員長 末永政策課長。

○末永市民総務部政策課長 お答えします。

すみません、前段、先ほどの参加業者ですが、現在、30社ちょうどでございます。失礼いたしました。30社です。

今、ご質問ございましたタクシー事業者側の悩みとか、そういったもののお話のご質問でございますが、いろいろお話をする中で聞いているのは、今回の制度設計をするに当たって1つお願いされたのが、例えば、2階以上のマンションとかアパートにお住まいの方から発注があったときには、1階にお客さんに下りてきてほしいと。これはぜひアナウンスしてほしいと言われました。これはタクシー事業者さんがおっしゃるのはもったもなことで、路駐をすることになるので、道路交通法上の問題が1つある。そういったところでまず徹底してほしいというところがありましたので、これは飲食店さん側を通じて、お客様にもそういった形でお伝えすることしております。

あとは、悩み事と申しますか、現在の状況なのですが、やはり3月、4月に事業構築を始めて5月末にスタートしましたけれども、コロナ禍から一定のまず落ち着きが戻りつつある中で、タクシーのそのお客さんも一定程度戻ってきている部分があると。もちろん100%ではないのですが、一定程度戻りつつある部分がある。つまりお客さんがいるということは、タクシー配車のキャパが宅配側のほうに回らなくなってきている部分があるというのも、お話としては受けております。

それで、タクシー事業者と最初に制度設計したときのお話をした中では、夜の部分というのは、どうしても飲み屋さんの例えばお客さんとかがあるので、注文は夜の6時半までだよというルールは最初から決めておりました。ただ、それでもこの6時半という時間でも、なかなかタクシーのほうでも宅配側に手が回らないときが時々あるというのが、お話として、これは飲食業、事業者さん側のほうからもちらちらと聞こえているところではございます。こ

ういったところが今、ちょっとしたほころびというか、問題点が出ているという状況でございます。以上でございます。

○志子田委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。これはうれしい話だと思うのですが、タクシーが通常に戻りつつあるという形だと思うのですが、しかしながらやはりタクシー業者さんも運転手を見ますと、高齢化が進んでいるというのも多々あると思いますので、やはりできる部分というのもちょっと若干ね、限られているのかなと思いますので、あとは今回、来年の3月までということなので、冬場の多分雪道対策なんかも、タクシーさんのあれで大変かなと思うのですが、その辺も考慮していただきながら進めていただきたいなと思いますので、よろしくお聞きしたいと思います。以上でございます。

○志子田委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 資料No.18から質疑をさせていただきます。

まずは、庁舎の裏ののり面の安全対策についてお聞きをいたします。この完成のイメージの写真がありますが、ここに防空壕があったと思うんですね。あれはきちんと塞いじゃうのか、ないしは今後、どういったあれがあるのか分からないので、いわゆる格納シェルターとか、造れないこともないし、そういった今後、使えるために、扉か何かを設置しておくのか、それとも完全に塞いじゃうのか。その辺をまずお聞きをしたいと思います。

○志子田委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部次長兼財政課長 基本的には、現状の穴についてはそのままにします。あと、あちらのずっとつながっている西側のトンネルみたくなっているところについては、扉をつけて整備したいと考えてございます。

○志子田委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 というと、全部コンクリートで覆うのではなくて、後で何かの場合、使えるような状態にするということによろしいんですね。

○志子田委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部次長兼財政課長 失礼しました。そのとおりでございます。

○志子田委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 それから、もう一つ、ここでこの図面が、のり面の対策工事の範囲が赤線で描いてあります。そして、右側に断面図、これは一部、多分出ている部分のだと思うのですが、オ

ーバーハング箇所の掘削とか、あと間詰めコンクリートというようなことが書いていますけれども、この最終的な下部の、ですから今の、何ですか、平らになっている部分で境界部分がありますよね。境界、下のね。その部分がこちら側といいますか、南側に張り出てくる部分と、あると思うのですが、この完成後のこの下部の線がどうなるのか。上部はこの多分赤線の境界線だと思うんですね。下部についてはどういったイメージになるのか、そこをちょっと教えていただきたいのですが、ちょっとやはりずっと描かないと分からないですよ。

○志子田委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部次長兼財政課長 すみません、ちょっと分かりにくかったかと、申し訳ございません。下部については今、現在ある境界あたりと同程度のところののり面の下の位置と考えていただければと思います。ですので、小屋とか倉庫とか北側の分庁舎がなくなる分、駐車スペースが生まれますので、さっき言ったような利用の仕方、活用の仕方を考えているということになります。以上でございます。

○志子田委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 13ページのこの図を見ると、この間詰めコンクリートというのは多分分からないけれども、その下のいわゆる底部の箇所で、現在のそののり面より手前側といいますか、南側に来るところがあるから、こういった表現をしていると思うのですが、全体的にこの今現在ある箇所というのは、この左側の図の位置図に示している赤線だと思うんですよ。それで、上のほうというか、これはその境界部を示していると思うのですが、これが下の部分がどうなってくるのか、いわゆる現在使っている面積が少し減ってくるのか、増えるのか、それともそのままなのか、そこをちょっとお聞きをしたいのです。多分これ、きれいに多分一直線にしようと思うんですよ。これ、今はある程度凸凹ありますけれども、そうするとどうなるのか、そういった考え方でいいのか、私が言っているような。一直線にするのか、その辺をちょっとお聞きをしたいですけれども。

○志子田委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部次長兼財政課長 大変失礼しました。この間詰めコンクリート分だけ少し南側に来るということで、ちょっとこの分、どの程度か確認をさせていただいてご報告させていただきたいと思います。

○志子田委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 多分この図なんかでいくと、実際見るとあれですけども、出っ張っている部分が

あるので、それを一部をこれは表したと思うのですが、実際はこの赤の線からもう大分ずれてくる話だと思うんですよ。高さもあるしね。多分傾斜もある程度これは設けないといけないので、直立させるわけにはいかないと思うので、そうなるとこれが大分下の線が、位置図がね、これはいいですかね。とにかく変わってくることは確かだと思うんですよ。まあ、じゃあいいです、これはもう。

次は、就学援助費等受給認定者支援事業について、資料No.18の29ページ。ここで受給世帯がいろいろ書いていまして、対象者が820人だということで、現在のところ、見込みですね。実際、増えることを見越して820人とかと説明があったのですが、現在のところ、これは人数は書いていますけれども、何世帯中、塩竈は何世帯あるのか、児童を通わせている世帯がですね。そのうちの何世帯なのか。これは大体ね。分かりますかね。そこをちょっと教えていただきたいなど。

○志子田委員長 白鳥学校教育課長。

○白鳥教育委員会教育部学校教育課長 お答えいたしますが、世帯につきましては、現在資料を持ち合わせておりませんので、ちょっとお答えしかねるところがございます。

なお、ご質疑とは異なることなのですが、先ほど私が申し上げた中に訂正箇所がございますので、この場を借りて訂正させていただきたいと思います。先ほど就学援助費受給認定支援事業の歳入の説明の際、資料No.17の4ページ右側、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金7億1,306万4,000円と申しましたが、正しくは3億1,306万4,000円でございます。訂正させていただきます。7億と申し上げましたが、3億の誤りでした。訂正させていただきます。おわび申し上げます。

○志子田委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 それはいいのですけれども、間違いはね。これが何世帯かは分からないと。多分兄弟でというところが結構あるのであれかなと思うのですが、そこまではつかんでいないということですが、そうすると、この820人というのは、塩竈の児童の何%に当たるのでしょうか。

○志子田委員長 白鳥学校教育課長。

○白鳥教育委員会教育部学校教育課長 お答え申し上げます。

まず、児童生徒の総数でございますが、3,525人でございます。それで、まず詳細の数字で回答させていただきます。まず、準要保護のパーセントですけれども、小・中合わせまして18.9%、それから特別支援教育の対象につきまして……申し訳ございません、準要保護の割

合だけ把握しておりました。なお、準要保護と、それから要保護児童の合わせた割合は19.6%になっております。7月31日現在でございます。以上でございます。

○志子田委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 ありがとうございます。

最後に、資料No.18の32ページを質疑したいと思います。工事請負契約の一部変更について、ここでの西側の敷地ですけれども、ここには、災害危険区域の西側においては将来的に土地利用計画を検討するに当たり、一体的な避難計画の検討が必要となるということで書いてありますが、この将来的な使い方とあって、ある程度今のところ決まっているのか、方向性はどうか、その辺だけお聞きして終わりにしたいと思います。

○志子田委員長 鈴木復興推進課長。

○鈴木建設部復興推進課長 浦戸に関する事業でございますので、復興推進課から回答させていただきます。

今回の変更の内容といたしましては、西側の災害危険区域の部分でございますが、まずはこの資料にあります黄色いところ、盛土予定の、書いてございますが、こちらの今回、土盛り工事として復興庁のほうからお認めをいただきました。まずは、東側の災害危険区域の整備をさせていただきながら、併せてその土地の有効利用を図っていくというところで、西側の区域に関しましては、その状況を踏まえつつ、改めて土地利用を検討していきたいと思っております。以上でございます。

○志子田委員長 土見委員。

○土見委員 私からも何点か確認させていただきたいと思います。資料はNo.18を使います。

まず、1ページ、議案第58号からです。こちらは、基本構想をこの条例の中に明記するというお話だったのですけれども、考え方としては第5次長期総合計画にある基本構想とか基本計画というのは、ここに明文化されるということになると思うのですが、第6次のほうは、もっと全体の大枠の構造から含めて検討するという考えで検討しているのだろうかという、私としては認識でいたのですけれども、この条例が通る、出すということは、第5次と同様のピラミッド構造で第6次も策定するとかという考えでよろしかったでしょうか。

○志子田委員長 末永政策課長。

○末永市民総務部政策課長 お答えいたします。

今委員おっしゃったとおり、先日、現在我々が諮問しております第6次長期総合計画審議会

で、今回の基本計画・基本構想、全体のピラミッドの構造等についていろいろご議論いただきました。その中では、第5次と同様に、ただ、期間は違うのですが、その三層構造という基本構成については、おおむねこのままそういった形でいったほうがいいのではないかというご意見をいただいたところをございまして、本市としても条例でもきちんとそれに対応できるように今回、改正をするという内容になっております。以上でございます。

○志子田委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

続きまして、14ページです。浦戸諸島への光ファイバー整備事業についてですが、こちらはほかの委員さんからもご質疑があったので、大体内容は把握したのですが、具体的な整備箇所というのをちょっと確認したかったです。なぜかという、総括質疑のときに、こういう利用方法もできるよという一例を何例か出されていたと思うのですが、その例を実現するときには、既存の公共施設とか住宅近隣の電柱までという整備だけでは足りないのかなと。例えば、観光地というか、観光スポット近くまではわせるには、今電柱がないところに持っていかなきゃいけないとか、あとは海洋、洋上の養殖棚に活用するのであれば、さらにまた整備が必要だということがあって、さすがにその海洋まで延ばすというのは今現実的ではないと思うのですけれども、市としてはやはりできるところまでは、はわせたいというのが、思惑としてはあるのかなと思うのですけれども、現状、この島内の公共施設と住宅近隣の電柱以外のところとしては、どこまで光ケーブルをはわせる予定なのかをお教え願えればと思います。

○志子田委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部次長兼財政課長 以外でというお話をいただきましたが、まずは今回の整備で、各島にあります市営汽船等の待合所、ここは公共スペースだと思っておりますので、そこには無線のWi-Fi等を整備していきたいと思っております。また、浦戸ブルーセンター、こちらは庁舎の機能も備えておりますので、こちらも整備させていただきたいと思っております。

そういったことを含めると、まずは今回の整備におきまして7か所、それぞれの待合所、浦戸ブルーセンターを含めて7か所整備してまいりたいと思っております。その先、あと所管課で寒風沢のステイ・ステーション、それから桂島のステイ・ステーション、それから当然、学校、今整備しておりますので、そういったものとの整合性を図りながらということに

なりますので、適宜、この事業とタイミングを合わせて接続するという事にさせていただく予定でございます。以上でございます。

○志子田委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。ぜひなるべく広めに国でやっていただけると非常にありがたいのかなとは思っております。ちなみに、初日の阿部かほる議員からの総括質疑でも、市内でも携帯電話がなかなか届かないところがあるよというところがあったかと思えます。それに対するご答弁で、この光を使えば、比較的業者としてもコストを安くキャリアのサービスが出せるという話があったのですけれども、例えば、野々島・寒風沢間の渡船の待合所とか、待合所というか、渡船の従業員の方が待っている場所とか、あのあたりもたしか電波が弱い地域にあったかと思うのですが、あのようなところにすっと入り込ませるというようなことも計画はされてはいないのでしょうか。

○志子田委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部次長兼財政課長 ちょっと携帯電話の通信とは切り分けた、今回は整備になりますが、まず通信会社の携帯電話のつながりにくさということに関しましては、先日ご答弁申し上げましたとおり、各携帯会社が今回、我々が整備をいたします光ファイバーを活用して、島内に基地局を設けるということをもって解消できるものということになります。

ですので、そういった取組をされるかどうかというのは、各携帯電話会社が判断するとなりますので、市としましては、改めてこの整備の機会を含めて、タイミングを見て、そういった働きかけをさせていただきたいと考えておりますし、最近の新聞報道を見ますと、大手の携帯電話会社が、山間部とか不便なところの整備についてはやはりコストが高いので、協力して今後、5G等の前提となる、そういった通信環境を促進していくという取組が紹介されておりました。

ですので、こういった機会が、機を同じくして整っているような状況でございますので、働きかけのタイミングとしては非常にいいのかなと思っておりますので、前段申し上げました各携帯電話会社への働きかけというのは、やっていきたいなと思っております。以上でございます。

○志子田委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。なるべく電波の届かないエリアまでケーブルを前もって延ばしていただけると、携帯会社への働きかけもしやすくなるのかなと思っておりますので、ご検討

をよろしく願いたします。

続きまして、18ページ、Let's タク配事業についてです。ちょっとこっち、この事業の仕組みを、確認をまずさせていただきたかったと思います。まず、利用者、お客さんとしては、この商品の価格にプラスで300円支払って、タクシー事業者に物を運んできてもらおうと。そのときのタクシー事業者のかかった経費というか、運賃の部分を、残りの300円以外の部分を、市で全額補助するという形でよかったですでしょうか。

○志子田委員長 末永政策課長。

○末永市民総務部政策課長 お答えいたします。

まず、今委員おっしゃったとおり、300円を利用者の方が負担をする。そのほかに、タクシー事業者に対して、1件そういったものを請け負ったことに対して500円の補助をする。つまり、1件タクシーがやりますと、都合800円がタクシー事業者に入るという仕組みになっております。これは料金設定をするに当たって、塩竈市内4キロ四方を移動するに当たって、初乗りが390円とか380円ぐらいですから、それプラスアルファというイメージの料金というところで、500円と設定した経過がございました。以上でございます。

○志子田委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。ちょうどその部分が気になったところで、初乗りだけで行けないところというのも、幾らコンパクトな塩竈とはいえ、あるんじゃないかなというところで、赤字になっては何ともというのはあったので、そのところを質疑させていただきました。ありがとうございます。

今回、新たな取組として「Let's タク配極（きわみ）」事業というのが出てくると。高価格・高品質帯のものを扱うということで、非常にいいなと。要するに、お客さんとしては300円という送料もだんだん気にならなくなってくるのかなと。ある程度高価格のものであれば。ということで、面白い取組だなと思ったのですが、この高品質・高価格帯の商品を別枠で取り扱うというご説明をいただいたのですけれども、何かそれだけだとちょっとイメージがつきづらい部分があったのですが、それらの商品を別枠で例えばチラシなどでPRをするという形なのか、それとも例えば、料金体系とか仕組み自体が変わるのか。その辺あたりもう少し詳しくご説明いただければと思います。

○志子田委員長 末永政策課長。

○末永市民総務部政策課長 お答えいたします。

Let's タク配極（きわみ）事業の質疑でございます。この極みを考えた経過なのですが、まず5月30日からLet's タク配事業を実施しまして、件数は大体安定しているというか、恐らく固定客がついているのかなと私は分析しているのですが、そこからのもう一歩、何か仕組みづくりというものをつくりたいなと常々考えておりました。事業の磨き上げと一緒によく指示される場所なのですが、そういったところで考えたのが、この事業でございます。

今回、塩竈市で「Let's Buy! しおがま」キャンペーンを実施しておりますが、その中で仕出し事業者さんのお弁当を食べたんですね。そうしたら非常においしくて、これは例えば、若い世代の方々にも、仕出し屋さんの料理の品質の高さというのをぜひ知っていただきたいという思いがございました。併せて、なるべく今、コロナ禍によりまして飲食店でのいわゆる飲み会等は自粛されているという中で、だったらおうちで例えば、数人で飲み会をやるというシーンもあるんじゃないかというので、だったら、そういったところにオードブルでもいいですし、それぞれ個別でもいいのですけれども、二、三人前分の、しかも仕出し屋さんの高品質なおいしいおつまみをセットとしてすれば、喜んでいただけるんじゃないかなと。併せて、仕出し事業者さんのほうにも支援策としてできるのではないかなと考えて、考えたのがこの事業でございます。

現在、その料金の設定については、基本的にはLet's タク配と同じにしたいと考えておりました。1件当たり300円。ただし、その料理そのものについては、当然、2人前、3人前ですし、あとは、これは仕出し屋さんのどうしようもない都合でもございますけれども、当日の発注ってなかなか難しい部分がある。前の日までの注文とか、そういった条件づけは出てくるかと思うのですけれども、基本的には同じようなスキームで、しかもあとチラシについてはちょっと豪華な雰囲気「極み」というようなチラシを作って、ぜひ宣伝していきたいなと考えておりました。以上でございます。

○志子田委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。ぜひ仕出し屋さん、塩竈市内は多いですから、若い方も含めて広く、広めていただければと思います。

そのときちょっと気になったのが2点ありまして、まず高価格帯となると、先ほどパーティー用の食品という話もあったのですが、比較的物の量も多くなる可能性も出てくるのかなと。そうすると、タクシー業者さんのトランクに、トランクの中の保冷に収まらないケースというのも出てくるような気もしたのですけれども、その場合はやはり通常どおり2台とか、そ

ういう形での対応になるのかと。

あと、もう1点が、単価が高くなると、従来のLet's タク配に参加していた業者さんたちも、じゃあうちもちょっと高価格帯を出すから入れてよというお話も出てくるのかなという可能性も考えられるのですけれども、その点、今回のコンセプトからすると、若干みんなをウェルカムという形にはならないのかなと思うのですが、その2点についてお伺いしたいと思います。

○志子田委員長 末永政策課長。

○末永市民総務部政策課長 お答えいたします。

まず、1つ目がタクシーの運搬するキャパ、量についてでございます。これは実際に制度を考えるに当たって、タクシー事業者さんともご相談させていただいております。要は、運搬するに当たって今、発泡スチロール等での保冷、温かいものは温かく、冷たいものは冷たい状態で運搬するというのがルールですので、これに対応する大きさの発泡スチロールの準備についてはお願いしたいと思います。

あと、併せて、仕出し事業者さん側にも、あまりにも特大な、発泡スチロールにはどうしても入らないよという入れ物は避けていただいて、基本的には1台で運搬できるようなレベルでの器等については、ぜひ工夫していただきたいと考えておりますし、その旨、お話ししておるところでございます。

あと、併せて、2つ目のご質疑でございます。今のLet's タク配事業に参加している事業者が、うちもじゃあ混ぜてくれよという話が来たらどうかという話でございます。先ほどの仕出し屋さんの話については、この事業の一番最初のコンセプトでありまして、これが、事業が広がることというのはウェルカムでございますので、例えば、本当に仕出し屋さんに負けないような品質のもの、価格が見合ったような量のものとか、質のものとか、そういったものをご準備いただけるのであれば、スタートは仕出し屋さんでスタートしますが、ぜひ参加していただいても結構だと思っております。以上でございます。

○志子田委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

それでは、最後に議案第65号、小・中学校の情報機器等購入について質疑させていただきます。資料No.18の37ページです。

まず、確認なのですけれども、こちらは10.2インチのiPadということだったのですが、

ものとしては、第7世代のiPadのことでよかったですでしょうか。

○志子田委員長 佐藤教育総務課長。

○佐藤教育委員会教育部教育総務課長 おっしゃるとおりです。

○志子田委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。その際、この入札したときの落札価格を単純にiPadの台数、生徒数で割ると、大体1台当たりが4万5,000円程度の経費がかかると。そうすると、実際今、iPadとして市場で販売されている額よりはちょっと割高なのかなとは思っているので、その分は様々な附属品などの分がかかっているのかなとは思いますが、今回、生徒の数と台数がほぼ一緒ということもあって、もし例えば、それこそ1年生、2年生の子たちが壊してしまったというときの、そのハードウェアの補修という部分はどのようにお考えなのか、お伺いしたいと思います。

○志子田委員長 佐藤教育総務課長。

○佐藤教育委員会教育部教育総務課長 今回のiPadの保守の関係でございますけれども、やはり委員おっしゃるとおり、低学年の子供たち、落としてしまって壊してしまうということがありますので、そういったことも含めて今回、iPad自体はある程度の価格帯であります。それに対して耐衝撃性を持つようなキーボード一体型のものを今回整備していくと。これは学校の先生方のご要望がありまして、これを合わせますと、通常価格のもう少し高い金額のところを、今回入札によってこの金額で予算額の範囲内で行えます。

そういった意味で、耐衝撃性には配慮したものをしていますが、その上でなお壊れてしまった場合は、どうしても補修、1年間補修契約がございますので、その中で送付バック方式ということでお送りして返してもらうということで、物を頑丈にして、あと機器については、非常に形としてはシンプルな形でございますので、そういった形で大事に使っていただくということをまず第一に考えておりますので、よろしくお願ひします。

○志子田委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。キーボードが耐衝撃性とか耐水性があっても、結局は開いて使っているときに、ばたんなんていって画面が壊れてしまうと、とても目が当てられない状況に。今、あと送付バックということで、実際戻ってくるまで結構時間がかかると思うんですね。その際、その子供としては、お隣の人に見せてもらうのかなんだか分かりませんが、なかなか不便をかけてしまうことにはなるのかと思うのですが、な

るべく早く、壊れても復旧していただけるように対応をお願いします。

あと、今回ハードの事業ということだったので、確認させていただきかけたのですが、6月定例会のときに、たしか電源キャビネットとかキュービクルの改修もしますよという話があったかと思います。30台ぐらいのiPadが一気に充電される、それが全校でという話になると、それだけで電力もすごくかかることなので、その辺のキャビネットとかキュービクルの改修もしくは設置状況のあたりはどのようになっているのか、お伺いしたいと思います。

○志子田委員長 佐藤教育総務課長。

○佐藤教育委員会教育部教育総務課長 電源キャビネットとキュービクルの改修は今、実施設計を委託に出しておまして、それが上がり次第、工事に入るのですけれども、全体の工事が完了するのは今年度末となっておりますので、その間なんかは学校、持ち出しとか基本的には禁止させていただきながら、例えばOAタップですとかそういったものをちょっと輪番で使っていただくなど、そういった活用をどうしても今年度は整えていただいて、来年度からは電源キャビネットを使って、しっかりと充電しながら保管して動かしていけると考えております。

○志子田委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。このiPadも結構充電にも電力、電流量を使うとお物で、タコ足配線になって燃えましたなんていうことがないように、学校でご注意いただければと思います。

あと、最後に確認なのですけれども、実際このiPadの子供たちが利用開始、利用し始めるのはいつからになるのか。そこだけ確認して終わりにしたいと思います。

○志子田委員長 佐藤教育総務課長。

○佐藤教育委員会教育部教育総務課長 利用開始は、今回12月に機器が全て入る予定でございますが、それに合わせてソフトウェアなどを先生方に講習会などを開きながら、先生方が使えるようになって、あと学校で段階的な形になっていくと思いますが、1月に3,500名の全員が一気に使えるかという、まずアカウント登録等ございまして、なかなかちょっと難しいところはございます。今年度後半に段階的に利用を始めて、やはり本格的に使えるのは来年度4月くらいかなと考えております。

○志子田委員長 曾我委員。

○曾我委員 委員さんからいろいろ聞いて、大体理解できたのですが、もうちょっと深めたいな

という点を聞きたいと思います。

1つは、資料No.18の資料を使いながらお伺いしますが、2ページの市政に係る重要な計画の議決等に関する条例なのですけれども、この重要な計画というのは今、塩竈市ではどういうものがあるのか、ちょっと教えてほしいのですが。

○志子田委員長 末永政策課長。

○末永市民総務部政策課長 お答えいたします。

この市政に係る重要な計画の議決に関する条例、これは基本的にはやはり長期総合計画をイメージした条例だと認識しております。重要な計画、議決が必要な条例というのは、まずは長期総合計画と捉えております。以上でございます。

○志子田委員長 曾我委員。

○曾我委員 分かりました。議会も重要な計画については十分議論していくというベースがありますので、引き続き議会も頑張って市民の要求が入るような議論をしていきたいと思っております。

それで、1つは、これは長期総合計画だということで、そうするとこれが、今回の9月定例会で採択されたと。そして、いよいよ具体的な計画に入っていくわけけれども、この間、審議会も傍聴させていただきましたが、今年度中には市としてはどこまで進めていく計画なのか、それに合わせて議会がどういうことを考えていかなきゃならないのかということもありますので、市の計画だけ教えてください。

○志子田委員長 末永政策課長。

○末永市民総務部政策課長 お答えいたします。

まず、基本的な全体の計画としては、1年間延長させていただいたという経過がございますが、現在、そのコロナ禍がどういう状況か、どういう状況に今後なるか分からない、つまりまたその会議が、審議会とかを含めて会議が、開きたくても開けない状況に陥るかもしれないという状況がございますので、まずはちょっとハイペースに年度内には、まず例えば、その基本構想等を骨子以上のものになるかと思うのですが、固める方向で努力したいと考えておりました。

ただ、その議決に関しては、当然年度内ではなくて年度明けにはなるかと思うのですが、もし、それが順調にいったとした場合には、その年度明けの、直近のという言い方は、ここは確定した言い方は避けさせていただきますけれども、なるべく早いところでの議会に対するお諮りをさせていただくことになるかと思っております。以上でございます。

○志子田委員長 曾我委員。

○曾我委員 ありがとうございます。

12ページに、伺います、塩竈市本庁舎敷地内ののり面工事ですが、これはやはり鎌田委員も言うとおりに、ちょっと分かりにくい書き方ではないかと。結局、工事するところだけ赤枠をこう書いているのだけれども、本当は境界があるはずなのね。どこまでか、境界ですよ。これは上から見た部分なんだと思うのだけれども、上の部分のこの部分が境界に位置するのかなとは思いますが、そして断面で見ると、崖からこう見てくると土が出っ張って、おながが出っ張って、そこは削っちゃってコンクリートでちゃんとかう、危なくないように、下はちょっとへこんでいるところは補強しながら、がっちりしたものにするんですよという意味なんだと思うのですが、それでいいですか。

○志子田委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部次長兼財政課長 資料No.18の13ページをご覧くださいと思いますが、こちらにお示ししております標準断面図ということで、その図の上のほうに用地境界線ということで、赤字で表示させていただいているところがあります。ここが、右側が市有地、左側が民地という、ここがまずは境界線になります。

それで、その境界線から見て左側に、標準断面図と書いてあるところがあるのですが、そこに赤で斜めに下のほうに点線が走っているかと思います。これが本来であれば安定勾配の角度になります。ところが、安定勾配を設けようとしますと、民地側に入ってしまうので、その分、境界線に寄せて勾配を少し急にすると。しかも標準断面で今度は境界に合わせて整備しますと、ただでさえちょっと駐車スペースが少ない敷地が、さっき鎌田委員からもありましたとおり、庁舎のほうに下の部分が迫ってくるというか、北側のスペースがほぼなくなってしまふということがありますので、勾配を少し急にしまして、そのために安定化を図るため鉄筋を挿入し補強して、敷地の有効活用も図って整備するということでもあります。

先ほど鎌田委員からもご質疑があつて、ちょっと不足していた下の部分ですけれども、これはやはり確認しましたが、ほぼ現況の地形に合わせて整えていくということになりますので、今曾我委員からご質疑のあつた、一部ですね、真っすぐはちよつとしていくので、全体がこう真っすぐではないですけれども、そういったところを埋めるので、間詰めコンクリートを施工していくということになりますので、下の部分は今の地形とほぼ変わらない形でやっていくということになりますので、よろしく願いいたします。

○志子田委員長 曾我委員。

○曾我委員 分かりました。

それでは、17ページですが、浦戸諸島環境整備事業、これは菅原委員も聞いたのだけれども、実は浦戸のほうも、言われているとおり、本当に草刈りが大変なんだと。自分の庭でさえも大変なのに、もう道路の両面なんか非常に伸びてきて、何とかしてくれないかやというのはずっと前から言われていたことなんですね。今回この新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を使って、今年度中の事業としてやるのでしょけれども、今でもシルバー人材センターに頼んで、例えば、浦戸の公共用地か何かだと思っただけけれども、実際行ってみっていないから、何人か行って草刈りしている人たちもいるのです。だけれども、機械はもう自分で持つんだと。個人個人、機械を買って油も買って、何ていうの、こう回る、草を刈る、ああいうのを自分で買ってやっているということもちょっと、昨日、おととい、聞いたばかりなのだけれども、これはあくまでも補助金ですよということでやるということなのだけれども、その辺の実態もよく聞いてほしいのね。今すぐそれで予算を加えろとは言わないけれども、やはり実態に見合うような補助金でなければ、持ち出しが多いのでは誰もそれをやろうとしないのだから、そこはちゃんと聞いてほしいということと、それから刈ったごみね、それは船で運んで燃やすのかどうかは分からないのだけれども、やはりそれらについてもちゃんとしていかないと、せっかくきれいにした浦戸がごみの山だったなんていうことにならないように、その辺もよく注意してやってほしいと。

これは、今回もコロナの関係の予算はついてやるけれども、なくなったときどうするんだという、先もやはり考えていかなきゃならない、地方自治体の苦しさというのがあるので、その辺もよく、十分考えていただきたいということだけ申し上げておきます。

それから、Let's タク配事業、もうお葬式もみんな法事もやらなくなって大変だ、大変だって、そこに働いている人たちも、仕事がなくなったという人をいっぱい聞いていたので、さすが市長、やはり現場を歩いて聞いたことを、こうやって何ぼでも生かそうということで取り上げてくださってありがたいなと思いますが、こういうのもやはり1回こっきりで終わらせないで、コロナがどうなってくるか分かりませんので、なかなか私はまだまだ厳しいのかなと思うので、これも独自でやるときは、どのぐらいのことがどうやれるのか、結びつける、町を活性化させる点も考えてやっていただきたいということを申し上げておきたいと思いま

それから、就学援助費の関係でる説明があったのだけれども、やはりよく分からないのは、要するに、これまで学校が休校になって学校給食が食べられなくなった、そういう子供たちに対しては給食費の補助とかあったのだけれども、準要保護だって国は認めているんだぞということを何回も質疑してきたけれども、なかなかそれが学校教育現場の考えと、準要保護は生活福祉課だという考えもあったのか、よくこれが埋まらなかったんですよね。埋まらなかったのではないかと私は思っているのです。それを埋めるための今回のこの準要保護の中の予算なのか、その辺の背景がちょっと、もう少し見えるようにしてほしいなと思います。

○志子田委員長 白鳥学校教育課長。

○白鳥教育委員会教育部学校教育課長 ご質疑いただきました。委員おっしゃるところに、給食費というお話がありましたけれども、あくまでもこの就学援助、準要保護という児童に対しては、塩竈市児童生徒就学援助費支給要綱に基づきまして、経済的理由によって就学困難な児童生徒の保護者に対して、就学に必要な経費を援助するという理念は、これに変わりはない状況でございます。ただし、委員おっしゃるとおり、今まで要保護児童への支援とか、あるいは独り親世帯への支援とかいろいろあった中で、この要保護児童には何もなかったというところは、1つ気にかけておったところでございます。

そういった状況の中で、6月1日から学校が再開して、いろいろな声も聞かれるようになりました。それから、ちまたとといいますか、報道等とかから、親のこういった職がなかなか十分な状況でないというのも聞かれるようになってまいりました。その中で、8月5日に、また新たにこういった一覧、こういったものがこの交付金で使えるのかという一覧がまた届いたところで、この就学援助の特に学用品費で、夏休みが短くなって学校が授業日になっているという点と、それから家庭学習がこれまで以上にといいますか、充実しなければならないというところで、就学に援助が必要であるという判断をして、今回ご提案しているというところでございます。以上です。

○志子田委員長 曾我委員。

○曾我委員 分かりました。よろしく願いいたします。

それでは、議案第63号、これは入札の関係の変更ですから、あまりあれなのですけれども、ただ、復興関係の関連でちょっと聞いておかなきゃならないのかなと思うのですが、まずこの赤線の危険区域というのは、何平米ぐらいあるのか、全体として。武山山荘さんのほうに行くところもちょっと、若干赤いところがあって、これは4号線という道路の関係は書いて

いるのだけれども、これらも含め、どれぐらい残っているのか、これは全部雑種地やらの畑として持っていた、何かうちも建てたところもあると思うのだけれども、それらは全部、これは塩竈市の土地になったのかどうか。その辺ちょっと聞いておきたいです。

○志子田委員長 鈴木復興推進課長。

○鈴木建設部復興推進課長 お答えいたします。

まずは、災害危険区域の面積でございますが、7.6ヘクタールほどということになります。あとは、土地の関係ですけれども、基本的には道路の整備をいたしましたところは買収しておりますが、今回この黄色で塗っているところですか、隣の西側の桂島3号避難路と書いてあるところは、まだ民地のままというところになっております。以上でございます。

○志子田委員長 曾我委員。

○曾我委員 それで、この危険区域だから、建物が建てられないのは分かっていると。けれども、何か利用できないかと考えてきたのだけれども、なかなかそれが、案がなかなか生まれないと。県にもっとすがって、宮城県にすがって、もう少し知恵を貸してくれということをやってきたらどうかね。私は、復興事業がもう終わるので、それでここは、今朝もちょっと浦戸へ行ったけれども、この海水浴場は宮城県が整備したところなんですよ。

だったら、そういうことも含めて、浦戸復興策、いろいろ考えなきゃいけないときに、これはこのまま、1年やそこらのことじゃないから、今までの危険区域の考えをまとめなきゃいけないと言ってきたの。それでもいまだにまとまらないということは、やはり県にもっと、国にも考えて、もう少し何か遊休地にできないか。でないと、このままだと、また草刈り場が増えるだけです。それはもう誰もが考えたって分かることだから、そういう点では、残りの期間中にも、復興事業も少し長くなるかもしれないのだけれども、そういう、浦戸はこのままでは大変になるということで、もっと上の力も借りて、いろんな網がかかっているところだから、そして。もう少し力を借りるべきではないかと、ぜひ聞いていただきたいなということだけ申し上げておきたいと思います。

それから、議案第65号ですが、どうも私たちはあまり、機械に疎いものだから、こういうときにはこんなものだよと、持ってきてこれでルーターでつながるんだよみたいな、ちょっと協議会が終わった後でも、なかなか学校に行つて視察もできないし、コロナの関係でもうほとんど私たち、どこにも行きようがないんですよ。

そういう点では、例えば、フレイルのタオルはこうだよとか、そういうのがあれば、

常任委員会ごとにこんなものですよという見本を見せられるのであれば、そういう配慮もして、実感として分かるようなことも取り組んでいただきたいということをお願いしておきます。

以上です。

○志子田委員長 菅原委員。

○菅原委員 すみません、1つだけちょっと忘れていたものがありましたので、質疑させていただきます。

今の最後の37ページのこの機器の関係なのですが、今回 iPad 購入で3,531台というのが多分購入されると思うのですが、これは全てWi-Fiが入っていない、SIMが入っていないタブレットだと思うのですが、実はモバイルWi-Fi、通信ですね、Wi-Fiが通じない家庭が多分あると思うのですが、それに対してWi-Fiのモバイルルーターというのを多分貸し出すと思うのですが、この、何台ぐらいに今なっているのか。その辺ちょっとだけすみませんけれども、確認させてください。

○志子田委員長 佐藤教育総務課長。

○佐藤教育委員会教育部教育総務課長 今回の iPad、例えば、臨時休校というような際に貸出しした場合に、Wi-Fiにつながる機器が必要だということで、モバイルWi-Fi、ポケットWi-Fiとかというようなものが、それは基本的には先ほどの準要保護・保護世帯等の人数を含めまして、860台で今予算化はしておるところでございます。今後、コロナの状況を踏まえながら、必要台数等、整備していきたいと考えております。

○志子田委員長 菅原委員。

○菅原委員 実は、この860台ということが今言われましたけれども、一般的にはWi-Fiも電波の届かないところでも使えるタブレットというのが多分あると思うのですが、どうせこのポケットWi-Fiを購入するのであれば、その機械が850台全て必要なのはちょっと分かりませんが、何台か貸し出すのに、ポケットWi-Fiがなくても使える iPad を購入できないのかなというのも1つあったのですが、ぜひ検討していただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたい。答弁は要らないです。

○志子田委員長 ほかにご発言ありませんか。（「なし」の声あり）

暫時休憩いたします。

午後0時00分 休憩

午後0時00分 再開

○志子田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご発言はありませんか。（「なし」の声あり）

なければ、質疑はこれにて終了いたします。

続いて、討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第58号及び第59号、第63号ないし第66号については、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○志子田委員長 挙手全員であります。よって、議案第58号及び第59号、第63号ないし第66号については、原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会を閉会いたします。

午後0時02分 閉会

---

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

総務教育常任委員会委員長 志子田 吉 晃